

教育委員会会議の概要（令和7年7月定例会）

- ◆ 日 時 令和7年7月28日（月）午後2時00分から午後3時15分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	天 野 元	出席
委員・教育長職務代理者	佐 藤 淳 一	出席
委 員	山 田 理 恵	出席
委 員	庄 司 弘 美	出席
委 員	長谷川 真里	出席
委 員	永 富 良 一	出席
委 員	松 野 大 二 郎	出席

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議事録の承認 6月定例会
- 3 議事録署名委員の指名 山 田 委 員

4 報 告 事 項

- （1）市議会報告について

（総務課長 報告）

資料に基づき報告

- （2）史跡仙台城跡災害復旧の完了について

（文化財課長 報告）

資料に基づき報告

5 協 議 事 項

令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(教育指導課長、特別支援教育課長 説明)

資料に基づき説明

付議事項第14号議案として提出することについて了承

6 付 議 事 項

第14号議案 令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(教育指導課長、特別支援教育課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第15号議案 令和8年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について

(高校教育課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

7 閉 会

(協議事項説明要旨)

教 育 長 次に、協議事項に入る。本日の協議事項は1件である。令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について、本日は特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書について協議する。

本日使用する資料だが、別紙「令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針」以外の資料については、採択手続終了まで非公開としており、そのため傍聴においでの皆様には、本日の資料を配付しないこととしている。教育委員会議事録が確定次第、当該資料を市政情報センターにおいて閲覧できるようにするのでご了承願う。

なお、資料1「教科書の採択に係る基本方針」、資料2「令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準」、資料3「令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）選定資料」については、宮城県教育委員会ホームページに同一の資料が掲載されている。

はじめに、今年度の教科用図書採択について、教育指導課長から説明をお願いする。

教育指導課長 令和8年度使用の教科用図書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、文部科学省及び宮城県教育委員会から示された通知に則り、公正かつ厳正に適切なものを採択することとしている。

6月の臨時教育委員会において、今年度の教科用図書の採択方針について議決いただき、小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学校用教科用図書については、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択することとなっている。

本日までご審議いただく内容は、令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書のうち、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書になる。特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書については、学校教育法附則第9条の規定により、毎年、教育委員会で審議採択をすることになっていることから、調査研究委員会や協議会等を開催し、教育委員会での審議を行い、教科の主たる教材としての教育目標の達成上、適切な図書を採択することとなる。

今年度の教科用図書の採択についての説明は以上である。

教 育 長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 それでは、次に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書について、特別支援教育課長より説明をお願いします。

特別支援教育課長 特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書について説明する。

資料4「令和8年度使用仙台市立特別支援学校及び特別支援学級教科用図書学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）一覧（案）」をご覧いただきたい。

資料4にお示ししている教科用図書（一般図書）一覧（案）は、教育委員会事務局が作成した令和7年度の採択候補の一覧である。令和6年度に採択し、今年度も継続して採択候補としている図書に、今年度宮城県が新たに採択候補とした

図書と、仙台市が新たに独自採択候補とした図書を加え、掲載している。

まず、資料4の2ページをご覧ください。

令和6年度に採択した図書を継続採択候補本として掲載している。

この表の見方を説明する。

通し番号2番をご覧ください。種目欄に「生活／道徳」と2つの種目が書かれている。これは生活の教科用図書としても、道徳の教科用図書としても、どちらでも使えるということを表している。その右隣のR8表示番号の欄には、「小2」と書かれている。この欄の小は小学部、小学校、中となっていれば中学部、中学校を対象とした図書であることを表している。

また、「小2」のように、続いて数字が書かれているものは、資料3、宮城県教育委員会から出された一般図書選定資料を参考として選定した図書、通し番号38の「小A」などのように、アルファベットが書かれているものは仙台市教育委員会事務局が、さらに独自に採択候補とした図書である。

資料4の1ページをご覧ください。

こちらは、今年度新たに採択候補として加えた図書である。宮城県から示されたものが11冊、仙台市が独自に採択候補としたものが2冊ある。このうち、上段1の(2)の2冊については、昨年度、既に仙台市独自採択候補本となっていたため、本市としては継続採択候補本として扱っている。

次に、別添1「令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書に関わる資料 調査研究委員会 報告書」をご覧ください。

こちらは、資料4に掲載した図書について、令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の協議に関わる調査研究委員会で調査研究した結果をまとめた報告書である。仙台市の採択の観点に則り、図書の調査研究を行った結果、採択候補として適さないとの意見が出された図書が1冊あった。この資料の11ページに掲載してある「知的障害や自閉症のひとたちのための見てわかる ビジネスマナー集」である。図書としての良さはあるものの、教科用図書として扱う場合の課題も記されている。この報告を受け、令和7年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会でもこの図書について協議され、継続採択候補本として適さないという結果となった。そのため、別添2「令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択一覧」には、この図書は掲載されていない。

協議における委員の意見については、別添3「令和7年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会 議事録」をご覧ください。8ページにある委員長の発言の2つ目以降に、継続採択候補として適さないものについての協議内容が記載されている。調査研究委員会報告書の内容に反する意見は出ず、今の時代にそぐわない内容がある、イラストで描かれているものが時代に合わず古いなどの意見が出された。

協議の結果、この図書に代わるものも複数用意されているということから、この図書については、継続採択候補として適さないという結果になった。

説明は以上である。それぞれの図書については、この後の閲覧時間に内容等をご確認いただきたい。

教 育 長 それでは、閲覧の前にご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 よろしければ閲覧に入りたいと思うが、閲覧時間は2時40分を目途とし、その後協議を再開したいと思う。それでは、よろしくお願いします。

(図書閲覧 午後2時30分～午後2時40分)

教 育 長 それでは、協議を再開する。

特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書について、これまでの説明や閲覧を踏まえて、ご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 それでは、資料4に示された図書のうち、通し番号260中T「知的障害や自閉症のひとたちのための見てわかる ビジネスマナー集」、これを除いた一般図書全てを採択候補とする方向でよろしいか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議がないようであるので、ただいま協議いただいた内容を採択理由として、事務局で整理したいと思う。

ついては、一旦休憩を挟み、付議事項第14号議案「令和8年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について」として審議をいただく。